

改正案

現行

<p>（契約締結前交付書面の交付を要しない場合） 第三十一条の二十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 金融商品取引法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託の受益権に係るものに限る。）に係る目論見書（第一項第二号の規定により目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）に対する第一項第二号の規定の適用については、同号中「前条に規定する方法に準ずる方法により当該」とあるのは、「当該」とする。</p>	<p>（契約締結前交付書面の交付を要しない場合） 第三十一条の二十一（略）</p> <p>2（略） （新設）</p>
--	--